

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県久米郡美咲町

2 構造改革特別区域の名称

米と果実の郷「美咲町」どぶろく・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

岡山県久米郡美咲町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢

美咲町（以下「本町」という。）は、吉備高原の東端に位置し、大部分が山林を占める農山村地域を形成しています。岡山県のほぼ中央部に位置し、東は美作市、西は真庭市、南は吉備中央町、岡山市、久米南町及び赤磐市、北は県北の中心都市である津山市及び勝央町に隣接し、県北部と南部とはJR津山線、本町の中央部を国道53号、東部には国道374号、西部には国道429号がそれぞれ南北に縦断している。また、東部では高規格道路美作岡山道路の整備、西部では国道429号旭バイパスの整備、中央部では高規格道路空港津山道路の計画がそれぞれ進められており、都市部への時間短縮、広域交通網としての利便性・安全性の向上、町内観光施設への観光客の増加についても期待されているところである。

本町の総面積は232.17㎢で、東部には岡山県三大河川の吉井川が、西部には旭川が流れ、山間部を縫うように流れる吉井川や旭川、そして、その支流沿いの開けた平坦地には、市街地や集落が帯状に形成されているほか、山間部にも点在しています。久米郡最高峰の二上山（689.1m）をはじめとした山間地となだらかな平坦地が続く地域である。平坦地や丘陵地の山腹には、水田が棚田状に連なり、「日本の棚田百選」に選ばれた棚田が、中央地域の^{おおはがにし}大埴和西、旭地域の小山にあります。また、山林など自然とのふれあいの場となる、中国自然歩道、吉備清流県立自然公園、吉井川中流県立自然公園のほか、郷土自然保護地域（両山寺地域、幻住寺地域）、林野庁森林管理所が保護する本山寺学術参考保護林があります。

(2) 人口

人口は平成27年（国勢調査）14,451人で、平成17年の市町村合併時と比較すると2,126人減少（人口減少率12.8%）しており、同時期の岡山県全体の人口減少率1.8%と比較しても、著しい人口減少がみられ、定住を促進する施策の充実が求められている。

(3) 気候

本町は、中国山地からくる内陸型気候と瀬戸内海からくる海洋型気候からなり、平均気温は13.9℃で、年間降水量は1,500mmで穏やかな気候の地域である。降霜期間は、11月中旬から4月下旬で、比較的長くなっており、二上山などの標高の高い場所では、秋から冬にかけての早朝に雲海が広がり、のどかな日本の原風景である農山村の雰囲気が満喫できる絶景のひとつとなっている。

(4) 地勢・産業

土地利用については、本町は、吉備高原の東端に位置し、大部分が山林の占める農山村地域を形成しています。平坦地や丘陵地の山腹には、水田が棚田状に連なり3,084ヘクタールの農地と、13,290ヘクタールの山林（天然林58%、人工林38%）で占められている。

観光資源としては、本山寺^{ほんざんじ}、両山寺^{りょうざんじ}をはじめ由緒ある神社仏閣や史跡のほか、自然が豊かな「まきばの館」、五千本の桜と一万本のツツジが咲き誇る「三休公園^{みやすみ}」、レトロな電車と鉱山体験ができる「柵原ふれあい鉱山公園^{やなほら}」、日本の棚田百選にも選ばれた「小山地区棚田・大坪和西棚田^{おおほがにし}」をはじめとする農村の原風景等が観光資源となっている。

本町の基幹産業は農林業で、水稻を中心に野菜、果物（主にぶどう）の生産、そして畜産も盛んであるが、農林業を取り巻く現状は、高齢化と担い手不足、農林産物の価格低迷など、厳しい状況にあり、現在国が進めている農地中間管理事業を活用し、徐々にではあるが農地の集約化がなされているが、農地や森林の荒廃が懸念されており、本町としても様々な施策により、尚一層の農林業の振興に努めていく必要がある。

(5) 地域づくり

こういった現状の中で、現在本町は、地域の個性を発揮し、地域の魅力を発信していくことで、世界にはばたく「元気」なまちを形成していき、また、温もりが感じられるまちづくりや安全・安心なまちづくりなどを住民と行政が協働して推進することで、住民一人ひとりが健康で心豊かに生きがいと誇りを持ち、「元気」に暮らせるまちの創造に取り組んでいる。

「人づくり」「健康づくり」「地域づくり」をまちづくりの基本理念とし、「元気な美咲町」の実現に向けた事業を展開し、基本理念の中の「地域づくり」については、人口減少・地域の過疎・高齢化の進展により、多くの地域で集落活動・機能維持が困難な状況であり、今後、集落を維持していくためには、行政と地域（自主活動組織）がそれぞれの立場で一体となり、地域課題の解消を図っていく「協働のまちづくり」制度の確立に取り組み、地域の実情に応じたまちづくりを進めているところである。

現在町内には、13の自主活動組織が結成され、それぞれの地域には、農村景観や暮らしに根ざした農村文化が残っており、各組織が地域の特色を活かした活動や取り組みを行っている。

さらに、かつての農家の暮らしぶりや農村景観を後世に伝えるため、地域文化

の掘り起こしや継承、新しく自然や農業体験を中心とした世代間や他地域・都市との交流などを推進し、地域の活性化・連帯感の創造を推進していく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町の農業は、米価の下落や生産調整、鳥獣被害やその対策などに起因する厳しい経営環境、集落の過疎や就農者の高齢化などによる担い手不足に直面しており、農地の荒廃が進んでいる。このことは、地域力の低下だけでなく、土地や自然環境の保全、里山の水源の涵養など、森林や農地の保水機能にも影響を与えかねないと懸念されている。

このような中、本町では、生産者等で組織された地域の取り組みで、コメの品質向上や供給体制の整備、販売戦略の構築や販路開拓でのブランド化の推進が行われており、当地の良質米を利用した新たな商品として「どぶろくづくり」への注目も生まれている。これに連動したコメの付加価値を高める取り組みとして、濁酒製造は必要である。このことにより、農家の生産意欲の向上や地域の活性化が図られると思われる。

さらに、農業者や集落で生産する各種の農作物を素材とした加工品づくりをする6次産業化の動きもあり、濁酒の製造とあわせて、自ら生産した地域の特産物として指定された農産物を原料としたリキュール製造を行うことで、農産物の高付加価値化、ビジネスの多角化の良好なツールとして、酒類のもつ様々な潜在力を重要な産業である観光と結び付けることで、本町における新たな商品開発や新規就農者の確保、また観光産業等の各産業間の連携を図り、地域の活性化に取り組むことが可能となる。

これらを実現するためには、規制の特例措置を活用し、初期投資の少ない小規模な施設で酒類の製造が可能となるような条件整備を図る必要があり、特区計画の意義は極めて大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町は豊かな自然や昔ながらの人々の営みが映し出される田園風景、そこから生まれる高品質な農産物、古来より受け継がれる伝統文化など豊富な地域資源を有している。過疎化の進む農村部を多く抱えている本町は、農業の活性化こそが地域の振興につながることから、それぞれの地域の特色を生かしながら、地域住民の創意工夫と知恵により施策を展開していくことが求められており、これらの地域資源を本構造改革特区計画の中で、最大限に活用して、人々の心を潤す豊かな農村環境を保護しつつ、さらに地域を発展させていくため、地域農業と地域交流・観光交流が連携して、活性化する地域づくりを目指す。

本町の観光は、山陰と山陽地区に挟まれており、また湯原温泉と湯郷温泉、奥津温泉といった観光地の中間という通過型であり、観光客の滞在時間は短く、その経済効果は少ないものである。そこで、農山村の自然や景観など魅力ある地域資源の

活用や、都市住民等との交流の促進に取り組むことによって、本町の観光資源を充分に見てもらい、観光客の滞在時間を延ばしていくことが目標である。

具体的には、農作物収穫体験イベントなどの学習機会を創設し、都市部からの来訪者を迎え入れ、農業に対する理解の促進に努めるとともに、ふるさとの祭り、ふるさと宅急便等での伝統文化、食文化の保存と地域振興に取り組み、都市住民との交流を図る。また、地域において開催するイベントや飲食・宿泊施設等で濁酒を提供することも検討する。

また、濁酒や特産品のリキュールをブランド化し、近隣を含めた観光地の特産品として農産物直売所等で販売したり、農家民宿などで都市からの交流人口を迎え入れる環境を整え、地元産の野菜を使った料理の提供や販売を併せ行うことで、安定した生産と消費につながり「地産地消」の促進も図られる。

このような事業展開により、農業の振興、ひいては農山村が有する多面的機能を活用することができ、スローライフを楽しむ「週末滞在型」から第二の人生を歩む「ふるさと」にもなることで、本町が掲げている「世界にはばたく元気なまち」の創造を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この計画の実施により、都市と農村の交流が拡大することで、交流人口の増加・観光産業の活性化が見込まれる。また、地域の農産物を活用した地元料理や特産品の開発を行うことで、地産地消による消費拡大が見込まれる。このことは、農業の活性化をもたらし、遊休農地拡大の防止にもつながり、農地が持つ本来の多面的機能の回復をもたらし、豊かな環境を次世代に継承することが可能となる。

現時点において、集落営農組織による濁酒製造の要望があるが、今後5年間の内に農家民泊や農家レストランによる濁酒製造免許を取得することにより、地域ごとに特色ある濁酒が生まれることを期待している。当面、濁酒製造・販売農家3戸、意欲的な事業者によるリキュールの製造者2件を目標とする。

本町の観光においても、本特例事業の実施により、昨年度の観光客約17万人から5年後には30万人の目標を掲げる。

【濁酒・リキュール製造販売農家数と観光客集客数目標】

年次	平成27年度	平成29年度	平成33年度
濁酒製造農家数	0戸	1戸	3戸
リキュール製造件数	0件	1件	2件
観光客集客数	17万人(実績)	20万人	30万人

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710) 特産酒類の製造事業

別 紙 1

1. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、農家民宿、飲食店など）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

岡山県久米郡美咲町全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、自ら生産した米、又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした濁酒を製造することが可能になり、濁酒を宿泊者などに提供することで来訪者に対して付加価値を付け、従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出すことにより地域の活性化が図られる。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特定農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合、酒税製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

濁酒の製造は、新しい地場製品の創造となる。また、本特例措置は話題性が強いことから、コミュニティビジネスとして地域のシンボルとなり、地域文化の伝承や地産地消の推進、農業所得の向上、定住化や農村・都市との交流人口の増加など地域の活性化が期待できる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

また、本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報紙やホームページ

を通じ、制度内容の周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別 紙 2

1. 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（梅、ブルーベリー、もも、ライム、ニューピオーネ、シャインマスカット、安芸クイーン、オーロラブラック、瀬戸ジャイアンツ、スモモ、なし、ゆず、みかん、オレンジ、レモン、りんご、かき、かりん、キウイフルーツ、イチジク、ザクロ、ポポー、山桜桃梅、いちご、トマト、ラベンダー、ハーブ、しそ、ショウガ、又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料としたリキュールを製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

岡山県久米郡美咲町の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（梅、ブルーベリー、もも、ライム、ニューピオーネ、シャインマスカット、安芸クイーン、オーロラブラック、瀬戸ジャイアンツ、スモモ、なし、ゆず、みかん、オレンジ、レモン、りんご、かき、かりん、キウイフルーツ、イチジク、ザクロ、ポポー、山桜桃梅、いちご、トマト、ラベンダー、ハーブ、しそ、ショウガ、又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料としたリキュールの提供・販売を通じて、地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が地域の特産物として指定した農産物（梅、ブルーベリー、もも、ライム、ニューピオーネ、シャインマスカット、安芸クイーン、オーロラブラック、瀬戸ジャイアンツ、スモモ、なし、ゆず、みかん、オレンジ、レモン、りんご、かき、かりん、キウイフルーツ、イチジク、ザクロ、ポポー、山桜桃梅、いちご、トマト、ラベンダー、ハーブ、しそ、ショウガ、又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低

製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、小規模な主体でも酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業経営の多角化を目指す農業者や農業法人の参入、小規模な事業者でもリキュールの製造・販売を通じ、農林産物の価値を高めた地域ブランドの創出により、本町独自の6次産業事業による地域の活性化を目指す。

また、地域資源を活用したリキュール製造により、コミュニティビジネスとしての起業や、地域のシンボルの創出となり、農村・都市との交流人口の増加、農林産物の地産地消の拡大など地域の活性化が期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

また、本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報紙やホームページを通じ、制度内容の周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。